福岡県公報

令和2年2月14日 第 78 号

(農山漁村振興課) ………1

(農山漁村振興課) ……2

目次 告 示(第119号 − 第132号) ○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村

○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知

○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知

(農山漁村振興課) ··········2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ··········3

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ……3

 ○道路の区域の変更
 (道路維持課) …… 3

 ○道路の区域の変更
 (道路維持課) …… 4

 ○道路の区域の変更
 (道路維持課) …… 4

○道路の供用の開始 (道路維持課) …… 4

○道路の区域の変更(道路維持課) ………4(道路維持課) ………5

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ············ 5 ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ·········· 5

○道路の供用の開始 (道路維持課) …………6

公 告

○競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …………6

○一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………7

○一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ………10

○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	12
○落札者等の公示	(教育庁施設課)	15
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	15
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	15
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	16
○介護医療院の許可	(介護保険課)	16
○介護医療院の許可	(介護保険課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○建設業の許可の取消し	(建築指導課)	17
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取し	た意見等	
	(中小企業振興課)	17
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取し	た意見等	
	(中小企業振興課)	18
公安委員会		
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	19
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	21
○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	川 (警察本部地域課)	23

告示

福岡県告示第119号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知(令和元年10月福岡県告示第374号)は取り消す。

令和2年2月14日

:期発行日 毎週火金曜日 8行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7 f成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1

(電話 092-643-3028) (電話 092-262-5726)

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社

福岡県久 野

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市星野村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、八女市星野村(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第120号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの 通知(令和元年10月福岡県告示第375号)は取り消す。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所 八女市矢部村北矢部字楮ノ谷2654の1、字樅鶴2699の1
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第121号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの 通知(令和元年10月福岡県告示第376号)は取り消す。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
- 八女市矢部村北矢部字窟後3855、3856、字神窟3955の1、3957の1、3958の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字窟後3855・3856・字神窟3955の $1 \cdot 3957$ の 1 (以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。)、3958の 1

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第122号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業 要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準 用する同条第1項の規定により次の

ように告示する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された 重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和62年6月22日農林水産省告示第745号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第123号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業 要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準 用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された 重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和61年6月5日農林水産省告示第875号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第124号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名		路線名	変 更前後別	区	間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	浮 羽 草 野 線 久留米	前	うきは市浮羽 番1先から うきは市浮羽 番2先まで		12.5 ~ 17.5	35.0

後 うきは市浮羽町流川940 12.5 番 1 先から ~ うきは市浮羽町流川1073 13.2	35.0	
--	------	--

福岡県告示第125号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名		路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	八女市上陽町上横山3362 番1先から 八女市上陽町上横山3368 番1先まで	4.0 ~ 6.2	100.0
八女	県道	田主丸黒木線	後	八女市上陽町上横山3362 番1先から 八女市上陽町上横山3368 番1先まで	4.0 ~ 6.2	100.0
			後	八女市上陽町上横山3362 番1先から 八女市上陽町上横山3368 番1先まで	4.0 ~ 14.9	107.0

福岡県告示第126号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

	土整備 務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
rī	-tre	旧光	船小屋	前	筑後市大字溝口570番先 から 筑後市大字溝口820番 1 先まで	6.1 ~ 12.7	255.0
八	女	県道	八女線	後	筑後市大字溝口570番先 から 筑後市大字溝口820番 1 先まで	10.2 ~ 14.6	255.0

福岡県告示第127号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 2年2月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	高田線柳川線	柳川市上宮永町394番5先から 柳川市上宮永町396番2先まで

福岡県告示第128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の目から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の種 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)
			前	宗像市村山田922番先から 宗像市村山田1019番1先 まで	10.3 ~ 13.6	118.7
北九州	県道	畦 町 村山田 ^線	前	宗像市村山田922番先から ら 宗像市村山田1019番1先 まで	4.8 ~ 12.6	162.7
			後	宗像市村山田922番先から 宗像市村山田1019番1先 まで	10.3 ~ 13.6	118.7

福岡県告示第129号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年2月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	畦 町 村山田 線	宗像市村山田922番先から 宗像市村山田1019番 1 先まで

福岡県告示第130号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業 要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準 用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年1月福岡県告示第209号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第131号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業 要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準 用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年1月10日農林水産省告示第14号(5に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 字美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第132号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 2年2月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡 垣 線 線	遠賀郡岡垣町大字海老津594番3先から 遠賀郡岡垣町大字海老津602番15先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - ・四輪車両用タイヤ単価契約
 - ・トヨタ車両用純正部品単価契約
 - ・令和2年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」 朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各6回
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに 該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定 の期間を定めて競争入札を参加させないこととした者であって、当該期間を経過

- していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の 義務を履行していない者
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)
- カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む
- 。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - 工 流動比率
 - 才 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- カ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇 用状況調査票(様式第4号)
- コ 営業概要表 (様式第5号)
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- シ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- ス ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- セ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ IS〇9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に あるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの)
- テ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロ

- ードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和2年3月5日(木曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
 - 競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

_

汨

(1) 調達案件名 四輪車両用タイヤ単価契約

- (2) 調達物品及び数量 入札説明書による。
- (3) 納入期限

令和2年4月1日(水曜日)から令和3年3月31日(水曜日)までの間

(4) 納入場所 福岡県警察本部外47ヶ所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号) | に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。 以下同じ。)

令和2年3月26日(木曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
06	01	自動車	AA又は同規模の実績
06	02	オートバイ、自転車	を持つA(履行証明書 を提出すること)

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。) 期間 中でない者
- 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県警察本部総務部会計課 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-641-4141 内線2590
- 6 契約条項を示す場所5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等

令和2年2月14日(金曜日)から令和2年3月25日(水曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

- (2)場所5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 5の部局とする。
- (2) 提出期限 令和 2 年 3 月26日(木曜日)午後 5 時45分
- (3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期

汨

限内必着)で行う。

- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

令和2年3月27日(金曜日)午後1時30分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

各見積単価(10%税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の5以上の 入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入 札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(各見積単価(10%税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。) との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する 書面を提出する場合

(2) 契約保証金

各契約単価(10%税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の10以上の 契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契 約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(各契約単価(10%税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに 加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者 (開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。) 及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- 14 落札者の決定方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げら れている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請が あった場合は、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県 の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) General descriptions of the per-piece cost contracts that are going to be bid for tires that are (going) to be used for four-wheel motor vehicles
- (2) Contract Period:From April 1, 2020 through March 31,2021
- (3) Time Limit of Tender: 5:45 PM on March 26, 2020
- (4) Unit/Section in charge of the notice: Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7 - 7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 – 8576, Japan

TEL 092 - 641 - 4141 (Ext.2590)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札 に付します。

令和2年2月14日

福岡県知事 洋

- 1 調達内容
- (1) 調達案件名 トヨタ車両用純正部品単価契約
- (2) 調達物品及び数量 入札説明書による。
- (3) 納入期限

令和2年4月1日(水曜日)から令和3年3月31日(水曜日)までの間

(4) 納入場所

指定場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示 第339号) | に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (http://www.pref.fukuoka.lg.jp/) からダウンロー ドすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資 格をいう。以下同じ。)

令和2年3月26日(木曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
06	01	自動車	Λ Λ Λ
06	02	オートバイ、自転車	AA, A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供でき ること。
- (4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生 法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間 中でない者
- 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県警察本部総務部会計課 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-641-4141 内線2590
- 6 契約条項を示す場所 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等

令和2年2月14日(金曜日)から令和2年3月25日(水曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所5の部局とする。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 5の部局とする。
- (2) 提出期限 令和 2 年 3 月 26 日 (木曜日) 午後 5 時 45 分
- (3) 提出方法 持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期 限内必着) で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所 福岡県警察本部入札室(地下1階北側)
- (2) 日時

令和2年3月27日(金曜日)午後1時50分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

各見積単価(10%税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の5以上の 入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入 札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(各見積単価(10%税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金

各契約単価(10%税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の10以上の 契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契 約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(各契約単価(10%税込み)に発注予定数を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

- なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに 加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停 止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者 がした入札
- (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- 14 落札者の決定方法
 - (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と する。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入 札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げら れている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請が あった場合は、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県 の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) General descriptions of the contracts that are going to be bid for a contract for parts that are (going) to be used for TOYOTA vehicles
- (2) Delivery place: Fukuoka Prefectural Police Headquarters and the other
- (3) Time Limit of Tender:5:45 PM on March 26, 2020
- (4) Unit/Section in charge of the notice :Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7 - 7, Higashi-koen, Hakata-ku ,Fukuoka City ,812 – 8576,Japan TEL 092 – 641 – 4141 (EXT.2590)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札 に付します。

令和2年2月14日

福岡県知事 小 川

- 1 調達内容
- (1) 調達役務の名称及び数量 令和2年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」 朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各6回
- (2) 調達役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 契約の期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- 2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の

- 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示 第339号)」を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和2年3月26日(木)現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-06(広告宣伝)で、「AA」の等級に格付されているもの。
- (2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有するもの。
- (3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、新聞(一般紙)広告とする。

イ 同程度の基準は、全5段以上の新聞広告を1回以上とする。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないもの。
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間 中でないもの。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102

ファクス 092-632-5331

- 6 契約条項を示す場所5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間

この公告の日から令和2年3月25日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時 00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 5の部局とする。
- (2) 提出期限 令和 2 年 3 月25日(水)午後 5 時00分
- 令和2年3月25日(水)午後5時00% (3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期 限内必着)で行う。

- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁行政9号会議室(地下1階)

(2) 日時

令和2年3月26日(木) 午前10時00分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、その他の場合は別

に定める日時及び場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する こと。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額と するもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人 等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を 提出する場合(同種・同規模の契約とは「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金 額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。)
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する こと。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額と するもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人 等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を 提出する場合
- 13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加 わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札

- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があって、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停 止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った 者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と する。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入 札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げら れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した 福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームペー ジ (http://www.pref.fukuoka.lg.jp/) に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手 続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県 の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature of the service required: Handing of Fukuoka Prefectural Government's newspaper advertising in the Asahi Shimbun, the Mainichi Shimbun, the Yomiuri Shimbun, the Nishinippon Shimbun (6times in a year; April, June, August, October, December, February).

公告

汨

金曜日 Ш 皿

- (2) Time Limit of Tender: 5:00 p.m. on March 25,2020.
- (3) Contact Point for the Notice: Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office.

7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan. TEL 092 - 643 - 3102

落札者等について、次のとおり公示します。 令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 県立学校タブレット等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県教育庁教育総務部施設課
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日 令和2年1月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 NTTファイナンス株式会社九州支店
- (2) 住所 福岡市博多区博多駅前2丁目2番1号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。) 347.545.440円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告日

令和元年12月13日

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項 の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法 第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和2 年2月17日から同年3月2日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計 画課に意見書を提出することができる。

令和2年2月14日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容
 - 二丈都市計画道路1・4・18-1号前原二丈線の変更
 - 二丈都市計画道路3・4・18-1号武吉井線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域

糸島市二丈武字逆川、字丸ノ浦、字迫、字実田、字牟田、字折井前、字二反田、字 長池、字合治ヶ浦、字石橋及び二丈松国字目久良川、字六反ヶ坪、字口形、字矢風、 字祭礼地、字九反ヶ坪、字坂本、字堤田、字京手、字曲り田及び二丈上深江字木ノ町 、字柳町及び二丈深江字井手口、字半沢、字樋ノ口、字間ノ下の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

糸島市建設都市部都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項 の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法 第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和2 年2月17日から同年3月2日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計

公

汨

Ш

画課に意見書を提出することができる。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容 福岡広域都市計画道路1・3・11-1号前原二丈線の変更 福岡広域都市計画道路3・1・11-1号池田東線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域 糸島市東字東ノ前、字スス町、字太田、字若宮、字下田、字郷路ヶ浦、字中川原、 字楠田寺ノ前の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所 福岡県建築都市部都市計画課 糸島市建設都市部都市計画課

公告

次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事 由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
道手東土地改良区	令和2年1月30日

公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開 設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令 第36号) 第140条の2の3の規定により次のように公示する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

サービス の種類	介護保険 事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B1500022	介護医療院ありあけ 大牟田市船津町440番地3	医療法人幸知会	令和2年2 月1日

公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開 設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令 第36号)第140条の2の3の規定により次のように公示する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

サービス の種類	介護保険 事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療 院	40B5500010	有吉病院介護医療院 宮若市上有木397番地 1	医療法人笠松会	令和2年2 月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糟屋郡粕屋町戸原西一丁目346番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区三筑一丁目2番21-206号

中野 雄揮

中野 彩乃

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字阿恵字古屋敷296番1及び297番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字阿恵198

池田 シカ子

池田 喜男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

(第1工区) 筑後市大字熊野字平藏免200番5から200番8まで200番10、200番12、200番14、200番16、200番17、200番21から200番27まで及び200番31

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市国分町743-2

昭和建設株式会社

代表取締役 戸田 誠二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市大城三丁目211番1及び211番4から211番6まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大野城市大城三丁目27番13号

岡本 昌浩

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り 消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした日

令和2年1月30日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社貝掛商会	北九州市若松区大字大鳥 居519-4	貝掛 眞人	平成28年9月10日·平成30 年8月1日 福岡県知事許可(般-28、 30) 第76537号

3 処分の内容

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、舗装工事、水道施設工事 及び解体工事に係る一般建設業の許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

有限会社貝掛商会の代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により 令和元年9月11日に、福岡地方裁判所小倉支部から懲役1年6月執行猶予3年に処せ られ、同月26日に、その刑が確定している。

このことは、同法第8条第7号及び第11号に定める欠格要件に該当し、第29条第1項第2号に定める取消事由に該当する。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 附則第5条第1 項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見 の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称
 鞍手ショッピングセンター
- (2) 所在地 鞍手郡鞍手町大字中山2341番 1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
 - ・北九州市と本町を結ぶ北九鞍手夢大橋の開诵や、トライアル鞍手店の進出により 、北九州方面からの自動車の流入が増加している。また数年後には新病院及び新 庁舎が建設されることとなっており、接道の県道直方鞍手線には交差点及び信号 機も多く設置されていることから、今後さらなる交通渋滞の発生が懸念される。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・歩行者及び車両の安全の確保を十分に対策すること。
 - ・接道の県道直方鞍手線の歩道は、本町の小中学校の通学路となっており、登下校 時等に来退店車輌との交通事故等が発生することのないよう、児童の安全対策に 十分配慮するとともに、学校やPTAからの要望等に対して誠実に対応すること
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・資源の有効活用を徹底し、適正処理に努め、ゴミの減量化を図ること。
- (4) 防災・防犯対策への協力
 - ・「鞍手町安全安心まちづくり条例」第4条の規定に基づき、日常における安全の 確保や安全安心のまちづくりにかかる町施策への協力をお願いする。犯罪発生防 止のため、店内はもちろんのこと、駐車場内にも防犯カメラを設置することによ

る死角の排除に特段配慮すること。また、青少年健全育成の観点から、店舗駐車 場が青少年のたまり場とならないように定期的な巡回を実施し、非行防止に努め るとともに、所轄警察署との連携を図り緊急時の通報体制の整備、店舗周辺での 事件発生時における地域住民等の駆け込みに対応した緊急通報を行うなど地域の 防犯対策に努めること。

- (5) 騒音の発生に係る事項
 - ・店舗周辺は、以前より住宅地として地域住民が生活を営んできた地域であるが、 今回営業が深夜・早朝に及びことから騒音の発生等により地域住民の生活環境の 悪化が危惧される。場内でのアイドリング、空ふかし、荷さばき等の行為につい てしっかりとした配慮をし、騒音等による苦情が発生した際には、発生源対策を 含め誠実に対応すること。
- (6) 廃棄物に係る事項等
 - ・一般廃棄物と産業廃棄物の適正な区分及び保管を行うこと。
- (7) 街並みづくり等への配慮等
 - ・街並みづくりにおいて景観法等に基づく特別な定めはないものの、周辺には住宅 が多く隣接しているため、建物については地域との調和のとれた配色にすること

また、広告物等の設置については、福岡県屋外広告物条例を遵守するとともに、 屋外照明、広告照明、来客者のライト等による光害が発生しないよう十分に対策 すること。

- (8) その他
 - ・大規模小売店舗立地法に基づく届出書を遵守すること。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年2月14

令和2年2月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 南風台ショッピングセンター
- (2) 所在地 糸島市南風台三丁目169番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・施工の際、道路を汚した場合は清掃すること。なお、道路を破損した場合、道路 管理者に届出、原状回復について指示を受けること。
 - ・道路に土砂が流出しないようにすること。
 - ・道路に敷地内の雨水が直接流れないよう対策を講じること。
 - ・広告物を掲出する際、別途協議すること。
 - ・道路及び道路敷を扱う場合は、道路施工承認申請を提出すること。
 - ・当該地は通学路となっているため工事車両の搬入経路及び時間について、地元及 び学校と十分に協議を行うこと。
 - ・誘導員の設置等歩行者の安全に留意すること。
- (2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・糸島市の廃棄物対策(事業所ごみ減量・リサイクルの推進強化等)をよく理解し 、販売で発生するごみをすべて回収し、ごみの分別の徹底と減量化及び資源化に 努めること。
- (3) 騒音の発生に係る事項
 - ・敷地内の車両走行音は、騒音規制法の適用を受けないが、騒音が発生する時間帯と場所が増加することとなるため、近隣住民に配慮すること。
 - ・苦情が発生したときには誠実に対応すること。
- (4) 廃棄物に係る事項等
 - ・家電リサイクル法により持ち込まれる家電製品等の廃棄物置場を完備することに より、近隣住民に迷惑をかけない対策を講じること。
 - ・建物内から排出される廃棄物に係る処理に関して、特に生ごみ排出時において周 辺への悪臭の発生等を防止するため保管施設の密閉性を確保するとともに、必要

に応じて適正な温度管理を実施して、防臭・除臭に対して適切な対策を講じること。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第21号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則 |という。)第7条の規定により公示する。

令和2年2月14日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
令和2年5月26日(火)	午前9時00分か	北九州市門司区小森江三丁目9番1号
令和2年5月27日(水)	ら午後6時00分 までの間	福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、 午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

- 6 学科試験及び実技試験
- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発 生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
 - ア
 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発 生した場合における応急の措置に関すること。
- 7 検定申請手続等
- (1) 事前(電話)受付期間

令和2年4月20日(月)から同年4月22日(水)までの午前9時00分から午後5 時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受検申請手続期間

事前(電話)申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正 午から午後1時00分までの間を除く。)

- (3) 受検申請手続場所
 - ア 住所地を管轄する警察署
 - イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
 - ア 必須書類
 - (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
 - (イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名 及び撮影年月日を記入したもの)
 - イ 必要に応じて添付すべき書類
 - (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)

- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)
- (5) 検定手数料

14.000円

- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。 また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった 場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
 - ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前(電 話) 受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381) 2627) に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を 取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員 に達したときは受付を締め切ることとする。
 - ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
 - イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、 事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間 (正午から午後1時00分までの間を除く。) に、前記7(3)のとおり、住所地又は 営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4) に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること
 - ※ 書類持参以外の方法による申込み (郵送等) は、一切受け付けない。
 - ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間(2日 間)内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無 効とする。
 - エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない 事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに 限る。)を持参すること。
- 8 成績証明書の交付

汨

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

- 9 その他
- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装(靴)を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
- (3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ (URL: http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html) で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第22号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則 |という。)第7条の規定により公示する。

令和2年2月14日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
- (1) 雑踏警備業務1級
- (2) 雑踏警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所
- (1) 雑踏警備業務1級

実施日 実施時間 実施場所

令和2年6月3日(水)	午前9時00分か ら午後6時00分 までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
-------------	------------------------------	-------------------------------------

(2) 雑踏警備業務2級

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
令和2年6月2日(火)	午前9時00分か ら午後6時00分 までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

- 4 受検資格
- (1) 雑踏警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると 認める者
- (2) 雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。
- (2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前(電話)受付期間

令和2年5月11日(月)から同年5月13日(水)までの午前9時00分から午後5 時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受検申請手続期間

事前(電話)申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正 午から午後1時00分までの間を除く。)

- (3) 受検申請手続場所
 - ア 住所地を管轄する警察署
 - イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類

アー必須書類

- (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- (イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏 名及び撮影年月日を記入したもの)
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)
- (ウ) 1級の検定申請者
 - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当 該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年 以上であることを疎名する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等
 - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1 級検定受検資格認定書)
- (5) 検定手数料
 - ア 雑踏警備業務1級 13,000円
 - イ 雑踏警備業務2級 13,000円
 - ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。 また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった

場合についても返還しない。

(6) 申請方法

- ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記 7(1)の事前(電話)受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
 - ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 事前 (電話) 申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記 7(2)のとおり、 事前申込みを行った当日又はその翌日の午前 9 時00分から午後 5 時00分までの間 (正午から午後 1 時00分までの間を除く。) に、前記 7(3)のとおり、住所地又は 営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記 7(4) に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること
- ※ 書類持参以外の方法による申込み(郵送等)は、一切受け付けない。
- ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記 7(2)の受検申請手続期間 (2日間) 内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。
- エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない 事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに 限る。)を持参すること。
- 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装(靴)を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第 23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45 分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活保安

課警備業係(電話092 (641) 4141内線3173、3174) 又は福岡県警察警備員教育センター(電話093 (381) 2627) に対して行うこと。

- (3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ (URL: http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html) で確認することができる。

福岡県公安委員会規則第1号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。 令和2年2月14日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則(平成15年福岡県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県小倉北警察署の部旦過交番の項中「馬借1丁目1番1号」を「馬借1 丁目2番12号」に改める。

附則

この規則は、令和2年2月18日から施行する。